

# 印からみた南越世界（後篇）

——嶺南古璽印考——

吉開将人

筆者は本論文の（前篇）（中篇）部分をすでに発表している。<sup>(104)</sup> 本（後篇）では、先に検討した論点のまとめとして、まず南越における「執主」爵の位置付けについて考察し、次いでその頂点にある「帝」号をめぐる歴史性について検討してみたい。<sup>(105)</sup>

## 六、南越における執主爵の位置付け

先に（中篇）第四章では海南島出土の「朱盧執刲」印を検討し、その特徴を南越王墓出土の「文帝行璽」と比較することによって、それを南越印と認定した。これと同じく「執刲」の一文字をもつ広西の合浦出土の「勞邑執刲」については、それを副葬していた墓葬の年代や鉢の特徴などから、「南越滅」後に漢が南越以来の伝統的な爵制にしたがって在地の君長に与えた印章であろうと考えた。「執刲」すなわち「執主」は戦国時代の楚に認められる爵位だが、こ

れによれば楚の滅後も南越にそれが受け継がれていたことになる。

本論全体のまとめへの橋渡しである本章では、先の（中篇）において論じ残した点、つまりこの執圭爵が南越という国家とその社会全体においてどのような位置を占めていたのかという点について検討してみたい。

### (1) 再び戦国時代の執圭爵について

南越について検討する前に、ここでもう一度、戦国時代の楚における状況を再確認しておきたい。先に（中篇）第四章(2)において、二つの文献記事をあげて、執圭が楚特有の高位の爵称であることを示した。これをもう一度繰り返すと、まず前四世紀後半の戦国中期の状況について示した『史記』卷四〇・楚世家の記事によって、執圭が楚の最高官である「令尹」に次ぐ「柱国」の官に相応する爵位であったことが明らかである。一方、これと並べて示した『史記』卷七〇・張儀列伝の記事では、前者とほぼ同じ頃の事件について、「列侯・執珪死者七十余人」という記述が見え、執圭（珪）が「列侯」に次ぐ位置にあつたことが読み取れる。戦国中期の楚において、執圭は最高官の令尹に次ぐ柱国に相応する爵位であると同時に、爵制全体の序列としては列侯に次ぐ位置にあつたことになる。

やや時代の下る戦国後期については、『戦国策』卷十七・楚策四に「莊辛謂楚襄王曰……襄王聞之……於是乃以執珪而授之為陽陵君」という記述がある。この場合は、爵位としての「執珪」ではなく「圭（珪）を執りて」と解釈すべきであると考えられるが、その中で莊辛が楚の（頃）襄王によって陽陵君に封ぜられる際に「圭」が与えられている点が注目に値する。

「圭」とは伝統的な玉器形式の一つだが、戦国時代の楚についてみると、今のところ湖北省江陵天星觀一号墓以外

に出土例がない<sup>(106)</sup>。同じ大型の楚墓でも、棺槨數などの点において天星觀一號墓よりも格が下がる包山二號墓や望山一號墓、またそれ以外の中小墓では、未盜掘墓であっても副葬品中にそれを見出だすことができない。天星觀一號墓から出土した占卜文の竹簡中には、占いの対象者として「邸旛君番勅」という記述が繰り返しみられることがから、その被葬者は楚の封君である「邸旛（陽）君」の「番（潘）勅」と推測されている。こうした推測は墓葬規模や副葬品の内容とも矛盾しない。そしてその埋葬年代は竹簡の内容によって前四世紀の半ばに特定される。これによれば、戦国中期の楚においては、封君クラスの墓に圭が副葬されていることになる。戦国後期の莊辛に関する先の記事を裏付けるものである。

以上から、戦国中後期の楚において、執圭は最高官の令尹に次ぐ柱国に相応する高位の爵称であり、全体の序列としては列侯に次ぐ位置にあつたこと、またそれを文字通り「圭を執る」者と解釈すると、君号をもつ封君<sup>(107)</sup>に対応した爵位であつたという点が明らかとなる。

## (2) 秦漢交替期における執圭爵について

秦の統一によって楚は滅び、執圭爵も一度姿を消すが、秦末に「楚」を標榜する一連の反秦勢力が勢いを増すと、執圭爵をはじめとする楚の諸制度が復活をとげる。南越における執圭爵のあり様を探るには、時間・空間的な条件に加え、その歴史的な背景からも、南越国成立期に相当するこの時期の状況が最も参考になる。南越について考える前に、まずこの秦漢交替期の楚における執圭爵の位置付けを検討しておく必要がある。

実物としては、戦国時代だけでなく、この秦漢交替期についてても、確実な執圭印は今のところ発見されておらず、

文献だけに頼らざるを得ない。そこで文献中にもみえるこの時期の「執圭（珪）」関連記事を整理してみると、いずれも秦と楚の抗争の際に、反秦軍に従った夏侯嬰・曹参・灌嬰らに対し、軍功爵として与えられたものであることが明らかとなる。この三人の封爵の経緯や昇進の過程を整理したものが以下の表である。

- ・夏侯嬰：七大夫 → 五大夫 → 執帛 → 執珪 → 滕公 → 列侯 → [列侯]

昭平侯 汝陰侯（『史記』夏侯嬰列伝）

- ・曹参：七大夫 → 五大夫 → 執帛／→ 戚公／→ 執珪 → [列侯] → 列侯

建成侯 平陽侯（『史記』曹相国世家）

- ・灌嬰：七大夫 → 執帛 → 執珪 → [列侯] → 列侯

宣陵君 昌文侯 昌文侯 穔陰侯（『史記』灌嬰列伝）

これによって、小論で問題としている執圭爵の位置付けについて考えてみると、秦漢交替期における楚の執圭爵はいずれも「侯」爵の手前の位置にあることが明らかである。

漢代のいわゆる二十等爵制において最高位の第二十級「列（通）侯」は、先秦以来の「徹侯」が漢の武帝以後その諱を避けて呼ばれるようになったものであり、実質的にその一つ上の「諸侯王」に次ぐ位置を占める。以上三例のなかで「侯」への封爵の状況についてみると、いずれも項羽との抗争の過程で漢王劉邦が独自に行なったものと理解され、漢による天下統一後には二十等爵制の枠組の中でも新たに「○○侯」に封ぜられていることが確認できる。楚漢の抗争期に漢王により封ぜられた「侯」は、漢皇帝による二十等爵制下での「列侯」と同格ではなかつたと理解

すべきである。

問題の執主爵については、いすれも漢王に劉邦が封建される前の賜爵例である。義帝・西楚霸王が出現する前のことなので、この時期の執主爵は「侯」の一つ下の爵位として、楚王（懷王）——侯——執主という序列の中に位置付けられていたと推測される。この点は前節で整理した戦国中後期の楚における状況と一致する。秦漢交替期における執主爵もまた、戦国時代と同じく、「侯」に次ぐ封君に相応する爵位であったと推測されよう。<sup>(108)</sup>  
<sup>補注1</sup>

「侯」の一つ格下である点だけを重視すれば、秦において「徹侯」の次にあったと推測される「倫侯」や『史記』卷六・秦始皇本紀)、漢において列(徹)侯に次ぐ位置にあった第十九級の「閔内侯」に相当すると考えたくなる。しかしこれらはいすれも皇帝——諸侯王——列侯——閔内侯という序列を前提にしており、楚王——侯——執主の序列を念頭に置くなら、この時期の執主はむしろ漢代の列侯と対比されるべきである。<sup>(109)</sup>

そしてここでもう一つ見落とすことができないのは、上記の諸例中に、執主への封爵の前後に「○公」に封ぜられた例が少くない点である。「戚公」の「戚」は秦県であり、楚制の復活によって秦制の県の長官である「戚令」が「戚公」と改称された結果と理解されやすい。しかしそれでは上述した執主爵についての評価と矛盾してしまう。果たしてこれをどのように解釈すればよいのだろうか。

曹参の事例をより詳しくみると、「沛公」であった劉邦が楚の懷王によって「陽郡長」に任じられ、同時に「武安侯」に封ぜられた際に(『史記』卷八・高祖本紀)、曹参は「執帛」に封爵されて「建成君」と称し、また「戚公」に遷された後に、さらに軍功をあげて「執圭」に封爵されたという経緯が確認される。陽郡長に任じられた劉邦が武安侯として陽郡の兵を率いている点からすれば、それに従属する戚公は、当時の郡の長官を越えない地位であったと推

測される。「公」に前後して封爵される執主についても、それとほぼ同じ評価が可能だろう。

そしてまた『史記』卷八・高祖本紀には「秦二世三年、楚懷王……封項羽為長安侯、號為魯公。……懷王乃以宋義為上將軍、項羽為次將」とあって、「侯」への封爵とともに「公」を称する場合があったことが知られ<sup>(10)</sup>、楚・漢の抗争期の記事には、西楚霸王の配下として「楚將軍薛公」なる人物も登場する（『史記』卷七・項羽本紀）。秦漢交替期の「公」は、秦漢の県の長である「令」と必ずしも同格ではなさそうである。

それより前の時期における「公」の位置付けについては、戦国前期の曾侯乙墓出土の竹簡が参考となり、平勢隆郎氏の分析によれば、竹簡の文中にみえる「公」を「君」の用例と比較すると、前者が後者よりも特別な存在であったことがうかがえる<sup>(11)</sup>。

これによれば、戦国前期における「公」とは県の管領者の権にとどまらない封君を意味し、同じ封君である「君」とも性質の異なる存在であったことになる。先に秦漢交替期の事例において、執事なし執事段階で「君」を称し、執主の前後で「公」を称しているという点を確認したが、これはここでみた戦国前期の知見とも合致している。秦漢交替期における「公」は、秦漢時代の県の長である「令」と同格とは限らないことがわかる。

以上から、秦漢交替期の執主爵の位置付けについて、以下のように結論付けることができる。

①同時代の「侯」に次ぐ爵位として封君に与えられたものである。

②官職でいえば郡の長官の下に相当するものと推測される。ただし県の長である「令」と同格とは限らない。

### (3) 南越時代の執圭爵について

(中篇) で強調したように、南越における執圭爵の存在は、この秦漢交替期の楚を戦国の楚との間に置けば理解しやすいものである。南越におけるその位置付けも、ここで整理した結果と一致するか、少なくともそれに近いものであつたと推測される。ここではさらにそれを考古学的データによって検証し、またその実像を断片的な文献記載の中を探つてみることにしたい。

#### 1、出土状況による考察

漢王朝成立前の執圭印が確認されておらず、また「朱臘執剗」印についても、遺構らしきものや共伴遺物が報告されていないという点については先に述べた通りである。しかし「労邑執剗」印については、すでに盜掘されていたことはいえ、それを副葬していた墓葬の概況が報告されており<sup>(112)</sup>、執圭印を副葬していた被葬者の性質を、出土状況によつてある程度まで推測することができる。

同地域内のその他の墓葬と比較してみると、この印を出土した広西合浦「岡二」堂排一号墓の墓壙の大きさ（長八・一×寛六・七メートル）は、これと同時期かやや遅れる時期と推定される合浦望牛嶺漢墓に次ぐ、目下報告されている中では、合浦第二の規模であることがわかる。

この望牛嶺漢墓からは、「九真府」「九真府」「器」と朱書された陶製容器がそれぞれ一点ずつ出土している。<sup>(113)</sup>これによつてその被葬者を、今日のベトナム北部のタインホア（Thanh Hoa・清化）「岡一」方面にあたる、漢の九真郡の長官、すなわち九真太守であるとする説も提出されている。<sup>(114)</sup>他地域で発見されている他の郡守クラスの墓葬と比べ

ても、その推定はきわめて妥当であると考えられる。<sup>(15)</sup>

この墓の形状は、被葬者を埋葬した主室手前の左右にそれぞれ耳室と呼ばれる副室をもつもので、単純な長方形をとる堂排一号墓とは異なる。しかし望牛嶺漢墓の各墓室面積を合計すると約六十五畝であるのに対し、この堂排一号墓の墓壙面積は約五十五畝と、一回り規模が小さいだけであることがわかる。両者の間にあまり大きな格差は考えにくく、「勞邑執封」印を副葬された堂排一号墓の被葬者については、郡の太守よりもやや下の地位であったとするのが適當だろう。こうした理解は先に文献だけによって推論した秦漢交替期の執圭爵の位置付けとも一致する。南越における執圭爵は、秦漢交替期と同様、官職との比較でいえば郡守の下に相当する地位の封君に与えられたものと考えられる。

## 2、文献による考察

先に、この「勞邑執封」印の保有者について、熊谷滋<sup>(16)</sup>氏のいう「異民族爵」の概念を援用し、外臣の異民族の君長が漢に「降」して内属化したことにより、南越時代以来の固有の爵である「執封」爵の保持を認められた人物であろうという解釈を述べておいた。

文献ではこのような異民族を「蛮夷降者」と呼ぶとされるが、まさにこの「勞邑執封」印の保有者と同じく、嶺南地方の蛮夷の君長で、漢による封爵を受けた蛮夷降者についてと考えられる記事が存在することに気付いたので、ここで紹介しておくことにする。

『続漢書』礼儀志の注において〔呂〕丁孚『漢儀』の内容として引かれた以下の一文である。

丁孚『漢儀』曰「酌金律、文帝所加、以正月旦作酒、八月成、名酌酒。因（合）〔令〕諸侯助祭貢金。漢律金布令曰『皇帝齋宿、親帥群臣承祠宗廟、群臣宜分奉請。諸侯・列侯各以民口數、率千口奉金四兩、奇不滿千口至五百口、亦四兩、皆會酌、少府受。又大鴻臚食邑九真・交趾・日南者、用犀角長九寸以上、若琱瑁甲一、鬱林用象牙長三尺以上、若翡翠各二十、準以當金』。」

これによれば、漢文帝期に始まつた酌金の制に関連し、大鴻臚によって管轄されている異民族の封君で、今日のベトナム北部に相当する九真・交趾・日南の各郡の地に食邑のある者については、九寸（約二一センチメートル）以上の犀角、もしくはタイマイの甲一をもつて、また今日の広西中西部に相当する鬱林郡の地に食邑のある者は、長さ三尺（約六九センチメートル）以上の象牙、もしくは翡翠各二十をもつて、それぞれ金四両相当とする、という規定が漢代にあつたことになる。<sup>(17)</sup><sup>(補注2)</sup>

文中の語句のうち、「大鴻臚」とは諸侯および諸「帰義蛮夷」をつかさどる漢中央の官のことを指す。秦代以来の官だが、大鴻臚という官名は太初元（前一〇四）年の改制で出現しているから、この一文は少なくともそれ以後のことを記していると考えられる。帰義蛮夷とは漢の内臣と外臣の中間的存在の異民族のなかで、完全に内属化しないまま「帰義」という特殊な位置付けを維持した者たちのことを意味するという。そしてこの大鴻臚は河平元（前二八）年に「蛮夷降者」をつかさどる「典屬國」の官を新たに吸収している。この蛮夷降者とは、「降」したことによって内臣化した異民族を含むもので、帰義蛮夷とは範疇が異なり、それらの蛮夷降者の中には、漢人と区別ない列侯爵を受けた者から、漢の二十等爵制の枠外にある固有の身分秩序を授与された者まで、幅広く含まれていたといふ。<sup>(18)</sup>

この一文は、漢皇帝の儀礼に際し、貢納の義務を求められた者についての記述である。したがつて、その対象とさ

れているのは、大鴻臚により管轄されている多様な異民族の君長すべてではなく、内臣として位置付けられた蛮夷降者<sup>(19)</sup>の一部であると考えられる。内臣の蛮夷降者は管轄するのは典属国<sup>(20)</sup>の官であったはずだから、それを「大鴻臚」と記すこの一文の年代は、典属国が大鴻臚に吸収された河平元（前二八）年以後と推測されることになる。

以上のように、まさにこの一文により、「南越滅」後の広西から北部ベトナムにかけての地域において、一部の異民族の君長が、内地の諸侯王や列侯のみに、皇帝の儀礼のための経費負担を義務付けられるという状況があつたことがわかる。これによつて、異民族の君長が漢の国家体制の中に組み込まれた様相をうかがい知ると同時に、彼らがなおもそれに応じることのできる地位と経済的条件を備えていたことを知ることができる<sup>(21)</sup>のである。

こうした者たちこそが、ベトナム北部においては、

交趾有駱田、仰潮水上下、人食其田、名為駱人。有駱王・駱侯。諸県自名為駱將、銅印青綬、即今之令長也。

後蜀王子將兵討駱侯、自称為安陽王、……後南越王尉他攻破安陽王……。〔『史記』卷一一三・南越列伝注に引く  
『廣州記』〕

至〔建武〕十六〔後四〇〕年、交趾女子徵側及其妹徵貳反、攻郡。徵側者、義冷眞雜將之女也。……於是九真・日南・合浦蛮里皆應之、凡略六十五城、〔徵側〕自立為王。〔『後漢書』卷八六・南蠻伝〕

とあるところの、「駱王」「駱侯」「雒（駱）將」と呼ばれた在地民族の君長たちなのだろう。

本論文でとりあげた「勞邑執刲」印もまた交趾・鬱林郡に接した合浦郡の地で発見されている。時期的にも近く、その保有者もこれに相当する地位であつたと考えられる。<sup>(22)</sup>

#### (4) 小結——南越の「外臣」と楚制

本章のまとめとして、このような執圭爵が南越の国家秩序全体にあって一体どのような位置を占めたのかという点について、最後に一つの見通しを述べておきたい。

本論文の議論の出発点となつた「朱廬執封」印と「勞邑執封」印はいずれもトンキン湾の沿岸で発見されており、その封地と考えられる「朱廬」「勞邑」は、どちらも今日の広西東南部の沿海域から海南島にかけての地域にあったものと推測される。

ところが、資料の公開が進む今日において、この広西の沿海域および海南島では、広東の珠江デルタや広西の内陸河川流域から出土する典型的な南越様式の遺物が、今のところ発見されていない。また、確実に南越時代と認定しうる遺跡や遺物も皆無というべき状況である。

先に（前篇）第二章(3)では、南越王墓の比較材料として金鐘一号墓や羅泊湾二号墓などの印章・封泥を取り上げ、それが南越の印制に当てはまるることを明らかにした。これらの大墓については、印章・封泥の特徴に加え、その墓葬構造からも「南越の内臣」ないしはそれに類する立場の人物が埋葬されていたと考えられる。

こうしてみると、南越時代における広西の沿海域および海南島には、金鐘や羅泊湾の墓葬が発見されている広西内陸部とまったく異なる状況があつたと考えなくてはならない。それらの印章を与えられた人物についても、「南越の内臣」とは性質を異にする「外臣」的な存在であつたと推測される。<sup>(22)</sup>

出土遺物・文献史料ともに限られており、その論証は今後の新たな発見を待つほかないが、一つの仮説として以下の見通しを記して本章の結びにかえたい。

①南越の國家秩序全体にあって、執主爵は「南越の外臣」である封君に与えられた特殊な爵称であった可能性がある。

②南越は漢と同じく、「内臣」「外臣」の構造をもつた、独自の「南越世界」を構成していたと推測される。

③文献だけでなく出土文字資料によつても、南越の官制の大部分が、秦ないし漢に結び付く名称や性質を備えていることが確認され、また生号としての帝号が漢朝ないし周辺の異民族の君長に対する相対的な関係において出現していることを考え合わせると、執主爵など、南越における楚制は、南越の内臣と外臣との区分を前提に、外臣など、その対外的関係において表象されたものであったと考えられる。

## 七、余論 「霸王」と「帝」のあいだ——南越と長沙を例として

執主爵が南越において占めた大まかな位置については前章の議論で明らかにしえたと考える。しかし前章では参考材料とした秦漢交替期の身分秩序についても、「侯」までを視野に入れたにとどまつた。いうまでもなく、南越王権の中にはそこから「帝」に至るまでのさらなる序列が存在したはずである。とりわけ頂点を占めたはずの「帝」の相対的な位置付け、またその歴史的背景についての考察は、南越王権のあり方を印章制度によって考察しようとする本論文にとって、避けて通ることのできない問題である。

南越の帝号については、すでに（中篇）第四章(5)において、栗原朋信・平塙隆郎氏の先行研究<sup>(23)</sup>に導かれながら、簡単に私見をまとめておいた。その中で、「百越の時代」という表現で秦末から漢初に至る時期の南中国における歴史

状況を特徴付け、具体例として秦漢交替期の「越」における連赦の官の存在、漢初の呉姓長沙国における柱国の官の存在、さらには高帝末期の淮南王英（黔）布の反乱の際に、楚制の官名が復活し、帝号さえもが現れた可能性などをあげながら、南越の帝号の歴史的意味合いについて論じてみた。<sup>(24)</sup>

本章では、これらの点をふまえながら、「帝」に至るまでの序列など（中篇）で論じ残したいいくつかの問題について以下で検討してみたい。

### （1）秦漢交替期の楚にみる官爵序列

まず南越の比較例として、再び秦漢交替期の楚の状況について確認しておきたい。「西楚霸王」として劉邦と霸を競った項羽については、

〔項梁〕乃求楚懷王孫心民間、……立以為楚懷王、……〔懷〕王召宋義與計事而大說之、因置以為上將軍、項羽為魯公、為次將、……〔諸將〕乃相與共立〔項〕羽為假上將軍。……懷王因使項羽為上將軍、當陽君、蒲將軍皆屬項羽。……項羽由是始為諸侯上將軍、諸侯皆屬焉。……項王……乃尊懷王為義帝。項王欲自王、先主諸將相。……乃分天下、立諸將為侯王。……項王自立為西楚霸王、王九郡、都彭城。（『史記』卷七・項羽本紀）

とあるように、軍官として上將軍次將→仮上將軍→上將軍→諸侯上將軍と地位を高めていく過程で、上將軍次將の段階で魯公となり、上將軍となつて當陽君を、また諸侯上將軍となつて諸侯を従え、最終的には諸将を王侯に封じて自らは西楚霸王となつていることがわかる。前章における執主爵についての検討結果をふまえると、ここにあげた上將軍次將の前後の段階が、おおむね執主の爵位に相当するものと考えられる。

さらに西楚霸王項羽による封国時の記事として、軍功のなかった韓王成は王を廢されて侯に格下げされていること（『史記』卷七・項羽本紀）などから、この時期においても「王」が「侯」の上位にあつたことが確認される。

そのまた上に「霸王」があることは、先にあげた一文によって明らかである。問題となるのは、楚の義「帝」と西楚「霸王」との関係だが、懷王称帝のいきさつから考えれば、少なくとも形式的には帝が霸王の上位にあつたとしてよいだろう。<sup>(15)</sup>

## (2) 南越および長沙王にみる「霸王」的性質

以上により、秦漢交替期の楚における称号と爵位の序列が、帝・霸王——王——侯——執圭・公というものであつたことが整理された。すでに述べたように、南越成立の歴史背景としては、同時代にあたる秦漢交替期の楚をめぐる動向が、きわめて重要な意味をもつていたと考えられる。南越における称号・爵位の序列もまた、これと近いものであつたと推測されよう。以下、南越における称号・爵位の序列の実際について簡単にまとめ、その上で「帝」を称した背景などの問題について論じてみることにしたい。

南越の「執圭」についてはすでに前章で詳しく述べた。「侯」については、すでに先行研究の多くが指摘しているように、文献中にその存在をうかがわせる記事が認められる。<sup>(16)</sup> 南越の「王」についても、その存在は文献中に明記されており、それが南越王と姓を同じくする趙氏同姓王であったことが知られる。<sup>(17)</sup>

それでは「霸王」についてはどうだろうか。項羽は秦に対する戦争に勝利した後、懷王を義帝と挙げて「帝制」を創出し、自らは霸王となつて各地に王・侯を封じ、その制度化をはかった。そして、実は南越王の「百越の長」とし

てのあり方そのものが、「霸王的な立場」によるものだったのではないかという見方がある。<sup>(12)</sup> 南越が財貨をもって異姓王国である周辺の閩越や西甌を役属させ（『史記』卷一三・南越列伝）、その影響がはるか西方の雲貴高原にまで及んでいたことは（『史記』卷二六・西南夷列伝）、文献に記されるところである。また南越において執圭爵が封君に与えられ、それが内臣・外臣の区別の上に成り立つ国家秩序を前提にしていた可能性については、すでに前章で述べた通りである。

以上の諸点をふまえて、ここで新たに注目したいのは、この南越と南嶺山脈をはさんで対峙した、漢初の長沙王国との境界地帯における、「王」や「侯」を自称したり、漢によって二十等爵制の枠外にある特殊な封爵を受けたと考えられる複数の人物の存在である。

まずその一つに「南海王」がある。

〔高祖〕十二〔前一九五〕年……詔曰「南武侯織亦粵之世也、立以為南海王。」（『漢書』卷一・高帝紀）

〔文帝〕六〔前一七四〕年……丞相張倉……奏「……前日……南海民處廬江界中者反、淮南吏卒擊之。……南海王織上書獻璧帛皇帝……。」（『漢書』卷四四・淮南厲王長傳）

建元三〔前一三八〕年、閩越爭兵閉東甌、……後二歲〔前一三五年〕、閩越復興兵擊南越。……淮南王〔劉安〕上書諫曰「……前時南海王反、陛下先臣使將軍問忌將兵擊之、以其軍降、處之上滻。後復反……。」（『漢書』卷六四・嚴助傳）

とあるように、粵（越）の世系に連なり「南海王」と呼ばれた人物が、數十年にわたって一定の勢力を擁しながら、今日の江西方面に展開していたことが知られるのである。<sup>(13)</sup>

このほかにも、「越隊」を率いて反秦軍に従い、秦を破って漢王劉邦につき、閼中の地を平定した後に都尉として項羽を撃ち、その功績によって高祖六年に食邑千八百戸の海陽侯に封ぜられた搖母餘（『史記』卷十八・高祖功臣侯者年表）や、呉芮の将として項羽・劉邦に功績を認められ「十万戸侯」に封ぜられた梅鋗（『漢書』卷三四・呉芮伝および『史記』卷八・高祖本紀）などもまた、この地域に関わる「侯」であつた可能性が考えられる。<sup>(13)</sup>

そして最も注目されるのは、以下にあげる「陸梁侯」の特殊なあり方である。

陸梁：詔以為列侯、自置吏、受令長沙王。〔高祖〕九〔前一九八〕年三月丙辰、侯須母元年。……元鼎五〔前一二二〕年、侯母坐酎金、国除。〔『史記』卷十八・高祖功臣侯者年表〕

これにより、漢初に高祖劉邦によって「陸梁侯」に封ぜられた人物が、独自に官を設置し、しかも長沙王に管轄されるという、注目すべき扱いを受けていたことが知られるのである。

この「陸梁」は地名と考えられるが、「〔秦始皇〕三十三〔前一四〕年、發諸管通亡人・贊壻・賈人略取陸梁地、為桂林・象郡・南海、以適遣戍」（『史記』卷六・秦始皇本紀）とあるので、嶺南地方の別称であったと推測される。これによれば、陸梁侯の封邑は高祖九年から元鼎五年の百年近くにわたって嶺南の一角に存在し、長沙王の統御を受けながらも、独自に官を設置するという主体性を保持し続けたことになる。

ここで問題となるのは、同時代の南越國との関係だが、そこにかえって長沙王と南越王の競合関係の激しさが反映されているとみるべきだろう。これに関連して思い起こされるのは、高祖五年の詔によって劉邦が呉芮を長沙王に封じた際に、その時点では南越の勢力内であつたはずの象郡・桂林・南海の諸郡までが、長沙・豫章の両郡と並び、長沙國の封域とされている点である（『漢書』卷一・高帝紀）。

これを陸梁侯についての記述と重ね合わせると、まず一つに、南越が実効支配中の象郡・桂林郡・南海郡の地が、やはり長沙王に名分だけでない「虚封」として与えられていたのであって、陸梁侯もまた実体を伴わない存在にすぎなかつたのではないか、という考え方があり立つ。<sup>(131)</sup>

しかし一方で、近年、湖南省最南部の郴州市「図二」の「漢初末期」の墓葬から、南海郡の龍川県の長を意味する「龍川長印」滑石印（明器印）が出土していることなどに注目すると、ある一時期までは実際に長沙王の封域が南嶺山脈の南の南海郡にまで及んでいたのであり、それが南越の勢力拡張によって縮小を余儀なくされたのだ<sup>(132)</sup>、と説明することも可能である（龍川県「図一」は趙佗がかつて秦の県令をつとめた地でもある）。

あるいは、すでに見たように、この長沙・南越の周辺には「王」や「侯」を自称したり、漢の封爵を受けたと考えられる複数の異民族勢力が併存していたのだから、むしろ封域や帰属の問題から切り離された特殊な「境界」的存在として、この陸梁侯を理解する必要があるのかもしれない。<sup>(133)</sup>

この問題についての最終的な判断は今後の発見を待って下すしかないが、いずれにしても、この「陸梁侯」についての記述により、南越と並行する時期の長沙・南越両国の境界地帯において、漢中央ではなく長沙王の統御を受けながら、一方で独自に官を設置するという主体性を保持し続けた「侯」が存在し、それが長期的に存続を認められていたことが明らかとなる。<sup>(134)</sup>

このように、漢初から南越滅亡までの時期、南越と長沙両国の周縁には、「王」や「侯」を自称したり、特殊な封爵を受けたと考えられる複数の人物が、相当の勢力を擁しながら展開し、競合しあっていたことがわかる<sup>(135)</sup>。これに「陸梁侯」の特殊なあり方を重ね合わせるなら、嶺南の南越王だけでなく、その北の長沙王についても、一般の諸侯

王とは異なる「霸王」的な性質を想定することができよう。<sup>(136)</sup> こうした推測は異姓の諸侯王国として唯一最後に残ったのがこの呉姓の長沙国だったという点とも符合している。<sup>(137)</sup>

秦漢交替期、項羽と劉邦という二人の「霸王」の競合の果てに、漢「皇帝」は誕生した。南越王趙佗が長沙との紛争を契機に「南越武帝」と「帝」を自称した背景には、そうした楚・漢の興亡にも似た、南越と長沙という「霸王」的な勢力どうしの霸権争いがあつたと理解すべきである。<sup>(138)</sup>

先に（中篇）第四章において、執圭爵などの楚制が南越の建国期に趙佗によって主体的に取り込まれたとする見方を示した。これを以上の議論に重ね合わせると、南越王と長沙王のこうした競争構造を背景に、より古い伝統に新しい意味付けがなされて趙佗は「帝」と称するようになった、と説明することができよう。<sup>(139)</sup>

### （3）小結——境界世界における構造的連続性

以上、南越王の称「帝」の前提としてその「霸王」的なあり方に注目し、あわせて呉姓長沙王との競争構造という視点を新たに提出してみた。小論において注目した「帝」印や「執圭」印には、この地域における以上のような独自の歴史的背景が文字通り「刻印」されていると考えられる。

このような歴史的状況をもたらした要因として、「百越の時代」の舞台であるこの東南中国特有の条件に目を向けるべきである。内陸と海域との境界でもあるこの地域では、山地と盆地・河谷によって構成される複雑な地形が一般的であり、そこに多様な民族集団が一つにまとまりきれないまま居住空間を住み分けるという、同時代の北辺における匈奴とはまったく異なるあり方で民族世界が成り立っている。

こうした要因のため、漢のような内地の王朝の外側に接して南越のような独立した政体が打ち立てられた場合、その境界には帰属のあいまいな部分が少なからず残ることになる。その結果、その両側からそれを取り込もうとする競争構造が生じ、とりわけその外側に成立した王権にとつては、自らの「正統」を説明する何らかの論理とその具体的な表象を創出することが急務となる。一方で自らの定位化という課題の中で、自分とは区別される「蛮夷」の創出という動きが、その周囲においてこれと連動して現れてくる。

小論ではこのような構造を、南越を例に執主爵や帝号などの問題を軸として論じてみた。しかしこうしたあり方は南越百年の歴史にとどまらず、その後も中国内地の王朝が弱体化するたびに、この地域一帯で繰り返し現れ続けた。その一端はベトナム諸王朝と中国歴代王朝との関係などにも象徴的に見て取れ、例えば南越にとつての「楚」はベトナムにとつての「越」の意味合いに通じるところがある。「南越の遺産」に目を向けることによって、この地域に時間を超えて永続している歴史的構造が見えてくるものと考えている。

## 八、まとめ——印からみた南越世界

以上、前中後の三篇にわたり、出土資料である南越の印章・封泥を手掛かりとして、「印からみた南越世界」像について検討を重ねてきた。いくつかの内容については、紙幅の都合により、発表を見送らざるを得なかつたものもある<sup>〔40〕</sup>。これらについては、いずれ別稿を用意して責任を果たしたいと考える。

ここで、以上述べてきた主要な論点をまとめておく。

【1】南越王墓出土の印章・封泥を整理すると、田字格・鈕式・「印」字の字形など、それを特徴付けるいくつかの条件が抽出される（第二章(1)(2)）。

【2】その他の南越墓から出土した官印についても、南越王墓の資料によつて抽出されたいくつかの特徴が確認できる（第二章(3)(4)）。

【3】かつてベトナム北部のタインホアの地で出土し、今日ベルギーのブリュッセルに保管される「胥浦候印」銅印は、以上みた南越印の特徴を複合して備えており、南越印と考えられる（第三章）。

【3a】印文に漢の県名である「胥浦」が含まれることについては、南越時代にすでに後の郡県化に先立つて「胥浦」なる拠点が存在していたと理解すれば説明可能であり、それはベトナム現地での発掘成果とも符合している（第三章(3)(6)）。

【4】南越は、漢の郡県化以前のベトナム北部に、独自に「候」などの官を置いていたと結論付けられる（第三章(6)、以上（前篇））。

【5】海南島で発見された「朱廬執剗」蛇（魚？）鈕印もまた、鈕式・印台高などの特徴によつて、南越印と推定される（第四章(1)～(4)）。

【6】海南島近くの合浦で発見されている「勞邑執剗」蛇鈕印は、それが副葬されていた墓の年代、その鈕の形態が漢による「滇王之印」蛇鈕印と酷似することなどから、南越が滅んだ後に、漢に帰属した地元の異民族の君長に対し、漢朝が固有の伝統的な爵称を尊重し漢の爵制の枠外で与えた「異民族爵」印であると推測される（第四章(4)）。

【6a】今日の資料状況からみれば、漢初以前の内地に存在した蛇鉤印の伝統は南越に受け継がれ、それを滅ぼされた漢武帝によって漢に再受容され、後代に継承されたという解釈が最も理にかなっている（第四章(4)）。

【7】「執封」は戦国楚と秦漢交替期の楚特有の「執主」爵であり、これによつて南越に楚制である楚爵が存在したことことが判明する（第四章(2)(5)）。

【8】秦漢交替期の楚をめぐる歴史的展開を入れると、南越に執主爵があることは比較的容易に理解される（第四章(5)）。

【8a】秦漢交替期から漢初にかけては、南越をとりまく東南中国の広い範囲で、「越」系諸族が内地の政治変動に積極的に参与し、王朝の興亡さえも左右した、「百越の時代」というべき状況があつた（第四章(5)）。

【8b】「百越の時代」にあつて、天下統一後の漢初の時期においても、秦漢交替期の楚につながる官名や称号など、東南中国に基盤をもつ一部の諸侯王国に残存したことが確認できる（第四章(5)）。

【8c】淮南王英布も生号としての「武王」を称していた可能性があり、漢初の反乱に際しては、漢皇帝への反発を背景に「帝」を称している（第四章(5)<sup>[4]</sup>）。

【9】南越の執主爵は、「百越の時代」という時代的背景とその環境によつて説明され、またその意図されたところには「反漢」という文脈があつたと推測される（第四章(5)）。

【9a】南越における楚制については文献中にそれを示す記述がないが、南越王墓における銅鼎の構成・配置、さらに南越前後の鼎型式の消長によつても裏付けられる（第五章、以上「中篇」）。

【10】戦国および秦漢交替期の楚の爵制で執主爵は「侯」の一つ下に位置付けられ、およそ「君」ないしは「公」

を称する封君に与えられる爵位であり、官職でいうなら郡の長官の下に相当する地位であったと推測される（第六章(1)(2)）。

【11】南越は秦漢交替期の「百越の時代」というべき時代状況の中で建国されている。南越における執圭爵は、秦漢交替期の楚と同じく、官職でいえば郡守より下の地位の封君に与えられたものであったと考えられる（第六章(3)）。

【11a】これは墓の規模から推測される「労邑執刲」印の被葬者の地位とも矛盾しない（第六章(3)）。

【12】二つの「執刲」印が発見された海南島および広西沿岸部では、典型的な南越文化の遺存が確認できない。これらを与えられた者たちは、南越にとって「外臣」に相当する在地民族の君長であった可能性が考えられる（第六章(4)）。

【12a】帝号が漢ないし周辺の「王」「侯」などの君長との関係において現われていることを考え合わせると、南越に於ての楚制は主に外的世界との関係において表象されるものだった可能性がある（第六章(4)）。

【13】呉姓長沙国と南越国との境界地帯には、「南海王」など、「王」や「侯」を自称したり、漢によって二十一等爵制の枠外の特殊な封爵を受けたと考えられる人物が複数存在していた（第七章(2)）。

【13a】南越と同時代に漢の高祖によって嶺南の一角に封ぜられた「陸梁侯」は、長沙王の統御を受けながらも、独自に官を設置するという境遇を認められていた（第七章(2)）。

【14】史書にみる南越王趙佗と呉姓長沙王との抗争は、「霸王」的勢力どうしの霸権争いという性質を備えたものであつたと解釈される。趙佗は、こうした競争構造を背景に、「帝」を称するに至り、また「執刲」爵などの

楚制を積極的に受容し、新しい意味を与えたのである。南越の「帝印」および「執劔」印には、そのような複雑な歴史過程がまさに「刻印」されている（第七章②③、以上〔後篇〕）。

最後に、論じ残した点をいくつか補足して、論文全体のまとめとしたい。

まず、南越国およそ百年の歴史の中で、今回論じたいくつかの問題が、どのように整理されるかという点がある。本篇の第七章では、南越「王」と「帝」との間を、「霸王」的なあり方に着目することによって連続的に説明しようと試みた。これを時期的な区分に置き換えれば、初代の趙佗一代だけでも、称「王」以前の建国期、「王」としての過渡期、「帝」としての完成期の三区分が可能である。元鼎四年以後の、漢に内属した内臣としての終末期を加えれば、南越国百年の歴史は少なくとも四時期に区分されるのであり、国家制度を論じる際にもこれに即した整理が必要となる。本論文の出発点となつた南越王墓の出土遺物はこのうち帝制期の終末にあたる時期に相当する。それによつて垣間みた南越の国家像は、帝制期の遺影というべきものである。

それがどのようにして形成されたのかという点は、秦・漢、さらには秦漢交替期の楚の官爵制度との比較抜きには語れない。鍵となるのは楚および漢の王国の制だが、文献だけでは具体的な変遷過程がつかみにくく、出土資料の増えた今日では、印章・封泥などにもとづいた検討が不可欠である。今回は紙幅の都合により整理を断念したが、漢の諸侯王国の一部については、すでにそうした試みに耐えるだけの材料が報告されており、データとしても蓄積されつある。周知のとおり、漢初の諸侯王国では独自の任官・罷免の権利をもつて自国内の官制を組み立てており、それに先立つ秦漢交替期においても、反秦の各勢力が独自の官制をとつて割拠していた。南越のあり方はこの大きな流れ

のなかに置けば、必ずしも特異なものとはいえないが、具体的に何が共通し、何が異なるかという点を明らかにするには、秦漢交替期を含め、南越百年の歴史に並行する内地の諸制度の解明が不可欠である。

内地との類似性を追究する一方で、南越やその地域がもつ固有の歴史性にも目を向けることを忘れてはならない。印章程度に焦点を置いた本論文では、占領地の実情に合わせた侯／使者という制と、執主などの楚制によって、この問題を論じてみた。南越がもつ固有の歴史性とは、長沙王との「霸王」的競争構造に象徴されるように、この東南中国からベトナム北部にかけての地域が潜在的にもつ、多様な民族世界の複合という点に由来するものである。「百越の時代」と表現したように、秦末から漢初にかけて、この地域の「越」系諸族の動向は、内地の王朝交替を左右するほどのものであった。とりわけ地理的に接した江南の諸王国にとって、南越や閩越に代表されるこの「越」的な世界は、時には脅威であり、また時には戦略的な後背地として、重要な役割を果たしていた。そしてまた、閩越の南越への侵攻後、閩越への出兵を準備する漢武帝に対して淮南王劉安が論した文言にその豊富な知識が披瀝されているようすに、南方の諸王国において、それら「越」系諸族に対する関心はきわめて高いものであったと考えられるのである。本論文で明らかにしたように、より広い視野をもって同時代の歴史的動向の中に置いてみると、嶺南に閉じこもつて「帝」を僭称し、地方政権として小覇をとなえたというイメージとはかけ離れた、より大きなものを見据えた南越像が浮かび上がる。漢代の異民族の動向というと北方や西域ばかりが注目されるが、これらの「越」的 세계に対してもそれに見合う評価を与えていく必要がある。南越やそれに並立した諸集団を歴史の「周縁」に閉じ込めることなく、逆にそこから内地を見通す視座を、今後も模索していくことを考えていく。

〈完〉

## 【謝辞】

本論文は、平成十一年度科学的研究費奨励研究(A)による研究成果の一部である。

執筆過程においては、広西壮族自治区博物館・広州西漢南越王墓博物館・ベトナム考古学院 (Vien Khoang Co Ho) ・ベトナム歴史博物館 (Vien Bao Tang Lich Su) の各機関から資料調査の便宜を賜わり、王人聰・金子修一・蔣廷瑜・鶴間和幸・鄧聰・西谷大・楊式挺の各氏からは、貴重な文献資料を提供いただいた。また崎川隆・庄田慎矢の両氏にも資料整理の過程でお手伝いいただいた。以上、ここにあわせて感謝申し上げます。

104 拙稿「印からみた南越世界（前篇）（中篇）——嶺南古鑄印考——」『東洋文化研究所紀要』一二六・一二七、東京大学東洋文化研究所、一九九八・一九九九。

105 本論文は、もともと一本で完結予定のものとして書き始めたが、紙幅の都合で前後二回に分けることになり、すでに用意していた（後篇）の内容を次号提出までに手直しする余裕が生じることになった。しかしその結果、いくつかの論点について問題意識がさらに深まり、内容的にも予定した容量をはるかに越えるものとなってしまった。そこで急速、前・中・後の三部構成にすることに変更し、校正中であった（前篇）にもその変更を反映させた。さらにその後（中篇）を経て本（後篇）の発表に至るまで、諸般の事情により、再び一定の期間が空くことになったため、（前篇）（中篇）の執筆時には注目していなかった資料や問題の所在に気付くところがあった。またこの間に新たに発表された諸論考の中には、本論文の内容を補完し、参考にすべきものも少なくない。（後篇）の議論に入る前に、ここでそれらをまとめて紹介しておく。

①（前篇）第三章(4)で「候」官について論じ、いくつかの出土文字・文献資料をあげたが、以下の二例を新たに見出だした。漢の南の辺境における候官の存在を示す例として追加しておきたい。まず「徐聞県、本漢旧県也、屬合浦郡。其県與南崖州澄

邁県対岸、相去約一百里。漢置左右候官、在県南七里。積貨物於此、備其所求、與交易有利、故諺曰『欲拔貧、詣徐聞』。『輿地紀勝』卷一「八・雷州に引く『元和郡縣圖志』佚文」とあることから、海南島・南シナ海への門戸であった徐聞県「岡」にも漢の左右候官が置かれていたことが判明する。このほか近年新出文字資料として関心を集めると推定される漢の日南郡四・第二欄には「建陵侯家〔丞〕、梁國蒙孟遷、故象林候長、以功遷」とあって、現在のベトナム中部と推定される漢の日南郡に帰属する象林（県）にも「候長」の官が置かれていたことが判明する。紀年をもつ文字資料の出土により、この尹湾六号漢墓は元延三（前十）年をさかのばらない前漢晚期の埋葬と考えられる（連雲港市博物館ほか『尹湾漢墓簡牘』中華書局〔北京〕、一九九七年）。象林県は後に林邑國が興起する地であり、当時の漢帝国の真の南のフロンティアといつてよい。そこに「候長」の官が置かれていたことに注目したい。

②（前篇）（中篇）ともに、湖北省江陵張家山二四七号墓出土の『奏讞書』と呼ばれる新出文字資料を引いているが、この一部の記述が、從来から秦始皇帝による嶺南侵攻の年についてあつた二つの説のうち、始皇帝二六年説を有力とみなす手掛かりとなることに気付いた。『史記』卷六・秦始皇本紀では秦始皇三三（前二一四）年に陸梁の地を略取して桂林郡・象郡・南海郡としたとある。しかし一方で、同本紀の秦始皇二六（前二二一）年の記事中に秦帝国の南端として記される「北鬱戶」を解釈して、嶺南への郡県の設置を天下が統一された秦始皇二六年までさかのばらせようとする意見も根強く、わずか十数行の記述をめぐって長く論争が続いてきた（前掲「前篇」注3諸文献）。秦から漢代最初にかけての司法文書であるこの『奏讞書』の中には、秦始皇二七（前二一〇）年から翌年まで続いた裁判記録として「蒼梧」利鄉での反乱鎮压に関わる記述が残されていた（前掲「中篇」注76諸文献）。それによればこの時点ですでに「蒼梧」という行政単位が開かれ、そこに守と尉の官が置かれていたことになる。前漢王朝やそれが滅ぼした南越国には、現在の廣西東部の梧州市付近を中心に、とともに「蒼梧」郡（なし国）が置かれていたことが確認される。

「蒼梧」の地理概念については古くから議論があり、ここでも秦代の「蒼梧」が漢代以後のそれとが一致するとは限らない。

しかしこの『奏讞書』にはさらに続けて「蒼梧守寵、尉徒唯」という二人の人物の名がみえる。実は『史記』卷一二二・主父偃伝、『淮南子』卷十八・人間訓、『漢書』卷六四・嚴助伝などに、秦による嶺南遠征軍の長官として「尉屠睢」の名がみえる。「尉」とはこの時期の地方軍の長官に与えられた官名だが（趙佗も「尉佗」とされる）、徒と屠の音が通じること（『史記』孝文本紀では「申徒嘉」、『漢書』文帝紀では「申屠嘉」）を作る（高亨『古字通假会典』齊魯書社（濟南）一九八九年）を参照）、さらに唯と睢の字形の近さを考えれば、文献中の「尉屠睢」は『奏讞書』の「尉徒唯」に一致するものと推測される。このようないい推測が妥当であれば、『奏讞書』の「蒼梧」もまた嶺南の地名である可能性が生ずることとなり、何よりも秦の嶺南遠征は秦始皇二六年にまでさかのぼる可能性が強まる。『奏讞書』の内容をみても当時はなおも政治的に安定した状況になかったことがわかるから、秦始皇本紀の秦始皇三年の記事はそれを制圧して郡県化を確立したことを示すと考えれば、長年の矛盾は氷解することになるのである。

③二つの執圭印の議論をめぐる先行研究として（中篇）注49に楊式挺氏の論文をあげたが、当時入手できなかつた同氏の『朱廬執圭印』銀印考訖——兼説朱廬朱崖問題（海南省民族研究所編『海南民族研究論集』）、中山大学出版社（広州）、一九九一年が、その後『嶺南文物考古論集』広東省地図出版社（広州）、一九九八年に再収録されている。これを漢朝の賜爵印とみる考え方が示唆されている点には変わりがないが、「執判」爵についての考察など、新たな論点も付け加えられている。  
④「蛇鉗」印の歴史的展開をめぐっては、（中篇）注65・66でその概略を述べ、とりわけ漢武帝期から晋代までの蛇鉗の形態に連続性が顕著であると指摘した。その後、「駝紐」として報告されている出土資料の中に、晋代の蛇鉗印についての興味深い事例を見出だしたので、紹介しておきたい。一九七八年に湖南省桃源県漆河郷玉鳳坪村で土器に埋蔵された状態で一括出土した「晋蛮夷率善邑君」蛇鉗銀印一点と「晋蛮夷率善邑長」蛇鉗銅印一点である（桃源県文化館「桃源県発現漢代銅器和晋代印章」『湖南考古輯刊』三、一九八六年）。原報告では「駝紐」とされているが、写真をみると三點ともに（中篇）「図十三—7」にあげた例と同型式の頭を後ろに向けた状態の「蛇鉗」であることがわかる。また「邑君」が銀印で「邑長」が銅印であるこ

とから、「統漢書」百官志に記された序列の通り、前者が後者より格が上であつたことも裏付けられる。

⑤（中篇）第四章(5)で言及した秦漢交替期をめぐる政治史的動向については、李開元「前漢政権の成立と劉邦集団——特にその皇帝権の起源をめぐって——」『東洋学報』八〇一三、東洋文庫（東京）、一九九八年、および「秦末漢初の王国及其王者」『燕京学報』新五期、北京大学燕京研究院、一九九八年が、この領域の最先端の成果をまとめており、時代背景を知る上で本（後篇）でもたびたび参照させていただいた。

⑥（中篇）第四章(5)で論じた漢初諸侯王国の一つ、長沙国については、早くに大庭脩「制詔御史長沙王忠其定著令」について「史泉」三〇、一九六五年（『秦漢法制史の研究』創文社（東京）、一九八二年に再収録）、および宮崎市定「漢代長沙王国年表」「史林」五六一、一九七三年（『宮崎市定全集』三、岩波書店（東京）、一九九一年に再収録）があり、最近では劉曉路「馬王堆所見的長沙國」『中国出土資料研究』三、中国出土資料学会（東京）、一九九九年が見通しよく諸問題を整理している。

⑦このほか（中篇）第四章(5)において筆者が「百越の時代」という表現で示した秦漢交替期および漢初における「越」諸勢力の動向とその歴史的意義については、潘時「漢初越族諸国考」「文史彙刊」一一、国立中山大学研究院文科研究所（広州）、一九三五年という先駆的な業績があることに気付いたので紹介しておきたい。また最近の論考では、平勢隆郎「越の正統と『史記』」「史料批判研究」創刊号、汲古書院（東京）、一九九八年（および『史記』二〇〇〇年の虚実——年代矛盾の謎と隠された正統觀」講談社（東京）、二〇〇〇年一月刊行予定）が、先秦・秦・漢時代を貫いたより大きな歴史軸の中で、南越の「帝」をめぐる議論、また「楚」と相対化される「越」の正統の問題などについて注目すべき見解を提出している。本論文と併せて参考していただきたい。

⑧最後に、印章・封泥研究全般について、以下の文献を追加収録しておく。

(1) 太田孝太郎「漢印私考」「書品」三六〇三九、一九五三年では、印の特徴の時期的な変遷や制度的な側面など、漢印について総合的分析がなされている。そこでの指摘の多くは出土例が増えた今日からみてもきわめて妥当なもので、先行研究として

の重要性は中国の羅福願のそれに劣らない。

このほか（前篇）第一章で言及した副葬用の明器印をめぐる問題については、

(2)蕭元達「漢代印綴制度與隨葬官印問題」広州市文物考古研究所編『廣州文物考古集』文物出版社、一九九八年が、いくつかの新しい見解をまとめており、参考になる。なお氏は原印との関係に力点を置いて、実際に朝廷から与えられた原印そのもの（およびそれを忠実に倣製したもの）と、文字内容以外は原印とは異なる明器印とに分かれるという見方を強調し、その区分にしたがって現存する各印についての鑑定結果をまとめている。それによると本論文で言及した資料のうち、「文帝行璽」金印および「右夫人璽」（磨滅痕・印泥痕などの使用痕）、「帝印」玉印および「泰子」金印（朱砂痕）さらに「景巷令印」銅印が、原印そのものを埋葬された特例に分類されている。また一方で、漢内地の明らかな明器印である湖南省長沙市馬王堆二号墓出土の「長沙丞相」鎏金印などをふまえ、「左夫人印」「泰夫人印」「□夫人印」鎏金印三点について、原印は金印であつたはずであり、それらは明器印であるという見方を示している。さらに、身分と素材の対応が漢の印制に合わないと理由で、「泰子」「左夫人印」「夫人」玉印三点についても明器印としている。「左夫人印」などの鎏金印三点や「左夫人印」玉印が明器印であるなら、本論文の（前篇）第二章(4)で検討した夫人印の序列についての見通しや、印章の寸法などの問題については、あるいは見直しが必要となるかもしれない。ただし（前篇）前半で新たに注目した「帝印」玉印や、後半の「晉浦候印」の鑑定で鍵となつた「景巷令印」、さらには（中篇）で「朱臚執刲」印の時期認定の際に唯一の比較材料となつた「文帝行璽」が、いずれも原印であると評価されたことは、本論文の趣旨にとって大きな力添えとなるものである。このほかに、

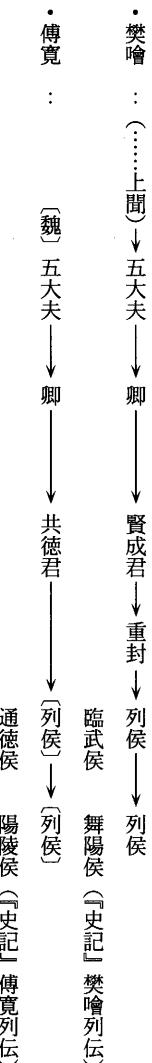
(3)金子修一「漢代蛇鉢印に関する覚書——最近の蛇鉢印研究に寄せて——」『山梨大学教育人間科学部紀要』一一、一九九九年十二月刊行予定をあげておく。本論文の（中篇）についても批評がなされているので、あわせて参照いただきたい。

106 湖北省荊州地区博物館「江陵天星觀一号楚墓」「考古学報」一九八二一一。なお楊立新「東周時期楚国的玉器及有關問題」楚文化研究会編『楚文化研究論集』二、湖北人民出版社（武漢）、一九九一年は、楚における玉（石）圭の出土例として、この湖

北省江陵天星觀一號墓に加え、安徽省長豐楊公二號墓（安徽省文物工作隊「安徽省長豐楊公發掘九座戰國墓」『考古學集刊』）、中國社會科學出版社「北京」、一九八一年）をあげるが、筆者はこの墓の年代が秦漢交替期ないし漢代初めまで下る可能性を考えているので、ここでは除外することにした。この時期の玉器の圭一般については、鄧淑蘋「圭璧考」『故宮季刊』十一三、故宮博物院（台北）、一九七七年、林口奈夫「圭について（下）」『泉屋博古館紀要』十三、泉屋博古館（京都）、一九九七年および「中國古玉器總說」吉川弘文館（東京）、一九九九年などを参照。

107 戰国時代の封君がもつ歴史的意義については、楊寬『戰国史（一九九七增訂版）』台灣商務印書館（台北）、一九九七年、および平野龍郎「殷周時代の王と諸侯」『岩波講座 世界歴史』三、岩波書店（東京）、一九九八年（『左伝の史料批判的研究』東京大学東洋文化研究所・汲古書院、一九九八年に再収録）などの先行研究を参照。

108 同時期の樊噲・傅寬についての封爵・称号の変遷過程は、



という形にまとめられるが、これについて栗原朋信氏は、前掲（中篇）注51論文の中で、執帛・執圭が見えないが君号を称している点に注目し、楚において執帛・執圭を「卿」と称していた可能性を指摘している。

109 先に（前篇）序章において本論文全体についての要旨をまとめた際に、執圭=閔内侯という見方を示しておいたが、理解が十分ではなかった。ここで述べたように自己修正しておきたい。

110 ただし『史記』項羽本紀には「項羽為魯公、為次將」とだけあって、封侯記事はみえない。また夏侯嬰について『史記』では「滕公」とするのに対し、『漢書』ではこれを「滕令」としている。

111 前掲注107平勢隆郎氏論著参照。

112 前掲（中篇）注55文献。

113 広西壮族自治区文物考古写作小組「広西合浦西漢木槨墓」「考古」一九七二一五。なお、この陶製容器の形式はベトナム北部で類例がとぼしく、器形や紋様などの特徴は広東・広西の南越時代以来の伝統に直結する。モノ自体は広東・広西産と考えられる。「九真府」に運ばれて実際に用いられたか、単なる明器として埋葬地の合浦で現地調達されたかについては不明である。

114 蔣廷瑜「九真府」解」「印度支那研究」一、広西社会科学院印度支那研究所（南寧）、一九八一年。なお、このなかで蔣氏は「九真太守」が合浦に埋葬された理由について、そこが被葬者の出身地であるという前提に立ち、興味深い仮説を提出している。小文の（前篇）末尾に引いた『交州外域記』には、南越王が安陽王の勢力を滅ぼした後に南越の「使者」が交趾・九真的地に派遣され、南越滅亡後も漢の將軍に太守として留任されたことが記されている。これをこの墓の被葬者と結び付けて、南越国の合浦の人物が「使者」として現地に渡り、漢の支配が及んだ後には太守として任を全うし、最終的に故郷の合浦に葬られたという考え方である。南越の元「使者」とする点については憶測の域を出ないが、この望牛嶺漢墓を「九真太守」の墓とするのは、本文中で以下に述べるように、きわめて妥当な解釈と考えられる。

115 この墓よりも多少遅れる時期の例だが、同じ嶺南に位置する「鬱平」（漢の鬱林を王莽が改称）郡の大尹（漢の太守を王莽が改称）を天鳳五（紀元後十八）年に埋葬したと石刻文に記す河南省唐河県馮君孺人墓（南陽地区文物隊ほか「唐河漢鬱平大尹馮君孺人画像石墓」「考古学報」一九八〇一）がある。左右に耳室をもつ平面型で、墓室の全体の面積も約六〇坪であることから、規格・規模ともに合浦望牛嶺漢墓とほぼ同じであることがわかる。

116 前掲（中篇）注60熊谷氏論文。

117 この文の訳説にあたっては、前掲（前篇）注42山田勝芳氏論著のものを参考にさせていただいた。

印からみた南越世界（後篇）

義についても、私見をまとめておきたい。この一文は、これらの品の経済的価値を知るうえでも貴重である。つまりこれにより、前世紀末頃の前漢晩期において、九寸以上の犀角（二？〔補注2参照〕）、タイマイの甲、長さ三尺以上の象牙、翡翠各二十が等価で、それぞれ金四両に相当するものと漢律で規定されており、なおかつそれらがこの地方で貨幣的な価値をもつものと評価されていたことを知ることができるるのである。金四両とは約六一・五グラムの金に相当するが、漢代の重量体系では四両＝一／四斤であり、『漢書』卷三四・食貨志では王莽の幣制下のこととして「黄金重一斤、直錢万」とあることから、それがおよそ錢一千五百であったことが推測される。錢一千五百というと相当なものという印象を持つかもしれないが、前漢中後期の状況を示す『居延漢簡』では、「候官」や「尉」クラスで月俸二千九百、また羊一頭の価格が九百ないし一千というデータがあるので（劳幹「漢簡中的河西經濟生活」『中央研究院歷史語言研究所集刊』十一、一九四四年）、評価額についてのおおよその目安となる。ほかにも文献として「犀角出〔日〕南郡、上価〔錢〕八千、中三千、下一千」（『太平御覽』卷八九〇・犀所引『范氏計然』）があるが、額としてはそれほどの違いはない。

なお犀角・象牙などの特産物一般について出土資料を軸に検討した論考には、西谷大「前漢初期の象牙犀角と献上動物」『先史学・考古学論研究II——熊本大学文学部考古学研究室創設二十五周年記念論文集』龍田考古会（熊本大学文学部考古学研究室）、一九九七年、および岡崎敬「南海を通ずる初期の東西交渉——タイマイを通じて見た古代南海貿易——」『東西交渉の考古学』平凡社（東京）、一九七三年がある。

ちなみに南越王墓には、「アフリカ象」のものと鑑定された、長さ二一〇センチメートル程度の象牙が五本ほど副葬されていて、同時代の漢半両銭や五銖銭などの貨幣はまったく出土しなかった（『報告書』）。またこの一文にみえる「翡翠」とは、『史記』卷一七・司馬相如列伝の注に引かれる『博物志』に、「翡翠通黑、唯胸前背上翼後有赤毛。翠身通青黄、唯六翮上毛長寸余青。其飛則羽鳴翠翡翠翡翠然、因以為名也」とあることから、色の異なる極彩色の野鳥（の羽根）であることがわかる。

以上、大鴻臚・典属国の変革などの問題については、前掲（中篇）注60熊谷氏論文および前掲（前篇）注41安作璋氏ほか論

著を参照。

119 『漢書』卷六四・嚴助伝には「建元三〔前一三八〕年、閩越挙兵困東甌、……後三歳〔前一三五年〕、閩越復興兵擊南越。……

淮南王〔劉〕安上書諫曰『……越人名為藩臣、貢酎之奉、不輸大內、一卒之用不給上事。自相攻擊而陛下發兵救之、是反以中國而勞蛮夷也。……』」とあって、南越に侵攻した閩越への出兵を、淮南王劉安が漢武帝に諫めた際に、「南越（および閩越？）が名目上は藩臣とはいっても貢物や酎金を中央の大内の官に納めていない」という内容がみえる。

120 この「労邑執刲」琥珀印が発見された合浦堂排一号墓は、すでに盜掘されていたものの、なおも「五銖〔錢〕數十枚」を出土したという（前掲〔中篇〕注55文献参照）。

121 最後に印の素材についての考え方を記しておきたい。「朱臘執刲」と「労邑執刲」という二つの執圭印については鉛式や文字の特徴では共通性が高いが、その素材についてみると前者は銀製で後者は琥珀製というようによつたく異なる。しかしまず第一に、全体のつくりから、前者が実用品とみられるのに対し、後者は副葬用の明器印と考えられる。そしてまたそれが琥珀印であることに注目すると、「労邑執刲」印が出土した合浦地区の漢墓では、他にも琥珀製印が数点発見されているのに対し（堂排一号墓の「天□明印」および望牛嶺漢墓の「庸母印」など）、同じ嶺南地方でも同時期の広州（前掲〔前篇〕注26文献参照）ではそれがまったく見られないという状況がある。合浦付近に琥珀の产地があるかは不明だが、琥珀で印章を刻むのはこの時期のある種の地域的特徴と考えるべきであり、琥珀製の明器印の前提としては、やはり別の素材（おそらく銀製）の「労邑執刲」印があつたと推測されよう。

122 筆者は以前、南越から出土した特殊な遺物を再検討することによって、「海のシルクロード」を通じてもたらされたといわれ品物の多くが中国内地との関係で説明可能なものであることを論証し、また文献・出土資料にもとづいて、南越滅亡後に漢武帝が南越の故都番禺を拠点に積極的に海上交易を推し進めた結果が「海のシルクロード」と呼ぶに値する繁栄であり、それに先立つ南越時代については、必ずしもそこに大規模な海上交易があったという証拠はない、という考え方を述べたことがあ

る（前掲「前篇」注<sup>2</sup>拙稿）。こうした理解については、現在もその見方を変えていないが、合浦方面に南越時代の遺物が見られないことや羅泊湾の位置を重視するなどによって、当時は海上ルートでなく内陸の河川ルートを主流としていたと述べた点については修正が必要である。

「朱盧執剣」と「労邑執剣」という二つの執圭印がトンキン湾沿岸部に存在した外臣の封君印と推測されることによって、南越時代においてもこの地域が重要であったと考えなくてはならない。ただし田字格をもたないことや文字の布置状況などによつて南越後期の基準資料である南越王墓のそれとは区別され、どちらも南越終末期ないしそれに関係して南越滅亡後に作られた印章（およびその明器）と考えられる。この時期になって、合浦を経由した南越の海上交易が発達したか、漢への内属化によって、内陸河川の結節点である靈渠・蒼梧が発達したことなどを背景に、北流河・鬼門閥・南流河を経て合浦に通じ、さらにトンキン湾に出る内陸河川伝いの新ルートが開発されたことによるものと理解すべきだろう。

前掲（前篇）注14・15文献。

これに関わる最新の研究として前掲注105平勢氏論著がある。

前掲注105論著のなかで、平勢氏は項羽についても「帝」を称していた可能性があるとしている。

- 125 前掲注105論著のなかで、平勢氏は項羽についても「帝」を称していた可能性があるとしている。
- 126 例えれば前掲（前篇）注6栗原論文のなかでは、南越王兄である趙建徳の「越高昌侯」（『史記』卷二〇・建元以来侯者年表、『漢書』卷十七・景武昭宣元成功臣表）と「故帰義越侯」（『史記』卷一・三・南越列伝）をその証拠としている。なお趙建徳に対する扱いは後に漢朝によって「術陽侯」への封爵がなされているが、その封爵の時期については、『史記』卷二〇・建元以来侯者年表では元鼎四年とあるのに対し、『漢書』卷十七・景武昭宣元成功臣表では元鼎五年三月壬午とされており、大きな矛盾が存在する。元鼎五年三月壬午は曆にあてはまる日はあるものの、歴史的展開をみれば漢に背いた呂嘉によって趙建徳が擁立されたこの時期に封爵がなされたとは考えられない。同表では、同じ元鼎五年三月壬午の封爵者として、対南越戦の口火を切つて戦死した韓千秋の子である韓延年と、同じく櫻葉の子である穆廣德が、それぞれ成安侯と龍（亢）侯に封ぜられている。こ

れらはいざれも南越列伝・南粵伝の内容と合致するので、『漢書』功臣表は、表中においてその一つ前に置かれた術陽侯について、これを誤って記したものと理解される。

127 「南越蒼梧王」の趙光（『史記』建元以来侯者年表・『漢書』景武昭宣元成功臣表）。なお列伝においては「蒼梧秦王」と書かれるが、この「秦王」もまた生号である可能性が考えられるかもしれない。

128 前掲（前篇）注6栗原論文。

129 なお『史記』卷二一八・淮南厲王長列伝では「南海民廬廬江界中者反、淮南吏卒擊之。……南海民王織上書獻璧皇帝……」とある。

この南海王については、潘時「漢南海王織考」『文史叢刊』一一二、国立中山大学研究院文科研究所（広州）、一九三五年、および饒宗頤「從浮浜遺物論其周遭史地與南海國的問題」『嶺南古越族文化論文集』香港市政局、一九九三年などの論考がある。

130 「海陽」について〔唐〕司馬貞は「海陽、亦南越県、地理志闕」と注釈している。一方、梅鋗の封地については『史記』『漢書』ともに記述がないが、〔明〕曹学佺『大明一統名勝志』や〔明〕欧大仁『百輿先賢志』などの後代の地志類では、『越絕書』を引いて、南嶺山脈の東端にあって今日江西・廣東の境界をなす「梅嶺」付近とする説が多い。

131 周世采「從出土官印看漢長沙国的南北边界」『考古』一九九五—三。

132 周世采ほか「從『龍川長印』的出土再談漢初長沙国的南方边界」『考古』一九九七—九。

133 前掲注105論文における宮崎市定氏の考え方はこれに近い。

134 かつて長沙市郊外で「西漢早期」とされる墓葬が発掘され、副葬品として「陸糧（量）尉印」滑石印（明器印）が出土している（『湖南』一一二）。この印文は、当初「陸暴尉印」と訛讀されていたが、楊其民氏らが考証しているように（楊其民ほか

『長沙西漢『陸暴尉印』應為『陸梁尉印』』『考古』一九七九—四）、「陸量」については、『漢書』卷十六・高惠高后文功臣表に「陸量侯須無」とあって、以下『史記』の「陸梁侯」と同文の内容がみえるので、「陸糧（量）」すなわち「陸梁」と考えられる。

これが長沙国の都であった現在の長沙市郊外で発見されていることは、「陸梁侯」が長沙王の管轄下にあったとする文献の記述を裏付けるものである。

<sup>135</sup> これら以外にも、戦国末から秦代にかけての時期と考えられる湖南省漵浦馬田坪二四号墓から、楚系文字で「中脯王鼎」と刻まれた秦漢式鼎が出土していること（湖南省博物館ほか「湖南漵浦馬田坪戰國西漢墓發掘報告」「湖南考古輯刊」二、一九八四年）などが注目される。

<sup>136</sup> 長沙国内部にも注目すべき現象が認められる。長沙国内には、漢皇帝によって封ぜられたものとはいえ、もと長沙柱国の呉程（郢）（義陵侯、義陵は現在の湖南省漵浦県）、長沙王庶子の呉淺（便侯、便は現在の湖南省東南部の永興県）や呉陽（沅陵侯、沅陵は現在の湖南省沅陵県）、さらには長沙国相の□越（醴陵侯、現在の長沙市東南の醴陵県？）など、呉姓長沙王室につながる侯国が集中しているのである（『史記』年表および『漢書』表による）。

以上からすると、長沙王の支配する長沙国は、その南部の外域に「王」や「侯」を称する勢力が並び立ち、また国内においては長沙王室につながる列侯が数多く封建されるというあり方をみせていくことになる。

なおこれらの侯国をめぐる問題については、宮崎市定氏が前掲注<sup>105</sup>論文の中で注目し、長沙国「内部に有力者間の勢力争いが起るのを防ぐため、権力者が現われそうになると順次にこれを外部へ転出させた」という独自の解釈を示している。

<sup>137</sup> このように理解してはじめて、長沙国が異姓の諸侯王国でありながら唯一長く存続したのはその南の南越を「越」の事情に通じた吳芮とその一門によって「越」を封じこめる押さえとしたためとする、劉曉路氏や宮崎市定氏のような説明が（前掲注<sup>105</sup>論文）、意味をもつてくるものと思われる。

<sup>138</sup> 『史記』卷一一三・南越列伝。その緊張感は長沙馬王堆二号墓から出土した『駐軍図』と呼ばれる長沙国南疆の地図などからもうかがい知ることができる（馬王堆漢墓帛書整理小組『馬王堆漢墓帛書古地図』文物出版社、一九七七年ほか）。

<sup>139</sup> こうした説明の方が、鉄器禁輸を契機に南越が漢に背き、帝号をひそかに僭称するに至ったとする従来の理解よりも理にか

なっているように思われる。

140 本（後篇）の執筆中、蛇鉗印の変遷を軸に漢の印制について書かれた最新の論文原稿を金子修一氏からお送りいただいた（前掲注105）。しかしこの（後篇）では、印章そのものについての議論全体を割愛せざるをえなかつたため、御研究の成果を参考にすることができなかつた。この場を借りて金子氏にお詫び申し上げます。

141 前漢前期において帝号をめぐる記事はこれにとどまらない。「孝景前三〔前一五四〕年正月甲子、初起兵於廣陵。……〔景帝〕以〔爰〕盎為泰常、奉宗廟、使吳王、……使至吳、……諭吳王〔劉濞〕拜受詔。吳王聞〔爰〕盎來、亦知其欲說、笑而應曰「我已為東帝、尚誰拜？」」（漢書）卷三五・吳王濞伝）あるように、「吳楚七国の乱」の勃発直後、漢景帝の派遣した使者に対する、吳王劉濞が自らを「東帝」になぞらえていたことが確認される。また『史記』『漢書』にはみえない記事だが、『淮南子』卷三・天文訓「淮南元年冬、太一在丙子、冬至甲午、立春丙子」に対する後漢の高誘による注には「一曰淮南王〔劉〕長孝文皇帝異母弟也、僭号自称東帝」とあって、劉長もまた「帝」を自称していた可能性が考えられる。ちなみに淮南王劉長の謀反事件は文帝六（前一七四）年に起きている。

どちらも「東帝」と自称しているが、東帝とはいうまでもなく漢皇帝を「西帝」と見立てたものと考えられ、あたかも戦国後期の「西帝」秦と「東帝」齊との対立構造を想起させる（「西帝」秦と「東帝」齊をめぐつては、工藤元男「戦国の会盟と符」『東洋史研究』五三一、一九九四年、前掲注105平勢氏論著、および鶴間和幸ほか「帝国と支配」『岩波講座世界歴史』五、岩波書店、一九九八年を参照）。「帝」を称する者は、「吳楚七国の乱」以後にはじめて、南越だけという状況になるのだろう。

補注1 脱稿後、秦漢交替期の「執珪（珪）」爵の賜爵例として、漢の曲城侯驥逢についての以下の二文を追加すべきであること

に気付いた。『史記』卷十八・高祖功臣侯者年表に「曲城〔侯〕：以曲城戶將卒三十七人初從起碭、至霸上、為執珪、為一隊將、屬悼武王、入漢、定三秦、以都尉破項羽軍陳下、功侯、四千戶。為將軍、擊燕・代、拔之。〔高祖〕六年三月庚子、圍侯驥逢元

年。……」とあるのがそれである。反秦軍の将として霸上に至り、執金吾が与えられたというのは、本（後篇）の本文中で例としてあげた灌嬰の状況とまったく同じである。「二隊將」となって帰属した先とされる「悼武王」とは呂后長兄の呂沢のことを指し（『史記』呂太后本紀）、呂沢は漢に入った後に「侯」に封ぜられている（『史記』高祖功臣侯者年表）。蟲達について記されたこの一文の内容も、本文中での執主の地位についての結論とまったく矛盾しないことがわかる。

なお『漢書』卷十八・高祖功臣表にはこれに対応する内容が「曲成圍侯蟲達：以西城戸將三十七人從起陽、至霸上、為執金吾、〔漢〕五年、為二隊將、屬周呂侯〔呂沢〕、入漢、定三秦、以都尉破項籍陳下、侯、四千戸。以將軍擊燕・代。〔高祖六年〕三月庚子封、……」とあるが、そこにみえる「執金吾」という記述を疑問とする見方については、前掲（前篇）注41安作璋はか文献に詳しい。

補注2 『後漢書』卷三・章帝紀の注では、「丁孚『漢儀式』曰『九真・交趾・日南者用犀角一、長九寸、若璫瑁甲一、鬱林用象牙一、長三尺已上、若翠羽各二十、準以当金』。」とある。